

馬頭町・小川町合併協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 会議の一般傍聴人の定員は、会長(以下「議長」という。)がその都度定める。

(傍聴人の手続)

第3条 報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿(様式第1号その1)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入の上、報道関係者傍聴証(様式第2号その1)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(様式第1号その2)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(様式第2号その2)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
 - (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて議長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月22日から施行する。

様式第1号その1（第3条関係）

年 月 日

年 第 回 馬頭町・小川町合併協議会
報 道 関 係 者 受 付 簿

番号	報 道 機 関		傍聴しようとする者	備 考
	住 所	名 称	氏 名	

黄色紙

様式第1号その2（第3条関係）

年 月 日

年 第 回 馬頭町・小川町合併協議会
一 般 傍 聴 人 受 付 簿

番号	住 所	氏 名	備 考

白色紙

様式第2号その1（第3条関係）

報道関係者傍聴証

第 号

馬頭町・小川町合併協議会

90 mm
(黄色紙)

50 mm

様式第2号その2（第3条関係）

一般傍聴証

第 号

馬頭町・小川町合併協議会

90 mm
(白色紙)

50 mm